

仕様書【R8・R9・R10】

1 件名

高島平遊びの大学プロジェクト業務運営委託

2 目的

本事業は、高島平の公共空間を舞台に、子育ての原点ともいえる「遊び」を通じた学びや体験により、多世代との交流や地域との繋がりを生み、賑わい創出に貢献する、その中核を担う「遊びのサポーター」を計画的に育成し、その活動の輪を地域全体へと波及させることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日まで

（令和9年度は、令和10（2028）年3月31日まで・令和10年度は、令和11（2029）年3月31日まで）

※契約は単年度ごとに締結し、当該年度の予算が議決され、かつ前年度の履行状況が良好であると認められる場合は、翌年度も同一事業者と契約することができる。

4 内容

本事業は「学び」と「実践」の両面における講習を通して、遊びのサポーターを育成する。年度ごとに、プログラムの受講生を募集し、1年間の学び・実践プログラムを経験した受講生を「高島平遊びのサポーター」として認定し、地域の遊びに関わる人材として育成するものである。

(1) 学びプログラム実施業務【R8・9・10】

4回にわたり、座学及びワークショップによる講座を実施すること。内容は、受講者が遊びに関する知識や技能を習得できるものとし、1回あたり2時間程度・参加人数は20名～30名とする。

受託者の役割は以下の通り。

- ① 講座に必要な講師・教材・道具を用意すること。
- ② 講座の実施にあたっては、質疑応答の時間を設けるなど、参加者一人一人が理解を深め、学びプログラム修了後に参加する実践プログラムに役立つような内容とすること。

【学びプログラム 令和8年度スケジュール案】

時期	場所
8月上旬	高島平図書館視聴覚室
8月下旬	高島平図書館視聴覚室
8月下旬	高島平図書館視聴覚室
9月上旬	高島平図書館視聴覚室

※時期・場所は現時点の予定

(2) 実践プログラム実施業務【R8・9・10】

最低5回、子ども向けの遊び場の運営を行いながら、参加する遊びのサポーターへの指導・助言を行うこと。遊びの対象者はおおよそ3歳～15歳程度とする。

受託者の役割は下記の通り。

- ① 遊び場に必要ない道具・資材を調達すること。
- ② 遊びのサポーター（各回10名程度）の指導・見守りを行うこと。
- ③ 実践プログラム実施前に、初参加のサポーターへの安全対策・講習を実施すること。
- ④ 遊び場の安全管理が徹底できる体制で実施すること。
- ⑤ 遊び場当日は、子どもとの関わりの経験や資格を持つスタッフを3名以上配置すること。
- ⑥ 実施に必要な保険に加入すること。
- ⑦ 屋外における開催の場合は、延期等の対応を明確にすること。
- ⑧ 実施前後に、毎回本区と協議を行うこと。

※各プログラムの実施場所の利用申請手続きは区が行う。

【実践プログラム 令和8年度スケジュール案】

時期	場所（）内はイベント内開催
9月下旬	都立赤塚公園
10月下旬	高島平九丁目緑地
11月下旬	高島平駅前噴水前広場
1月下旬	高島平児童館
2月下旬	高島平駅高架下

※時期・場所は現時点の予定

(3) プロモーション業務【R 8・9・10】

本事業のプロモーションについて、下記について提案すること。

本事業を実施することを広く周知し、プログラム参加希望者が増えるような広報戦略を考えること。また、実践遊び場について地域の子どもたちが広く参加できるような周知を検討すること。また、遊びのサポーターとして認定された人が今後地域で活動できるような仕組みを提案すること。

(4) 遊びのサポーター認定後の支援【R 9・10】

前年度に遊びのサポーターとして認定した人に対する座学のフォローアップ講座や遊び場の開催支援を行うこと。

3 支払い

契約代金は、原則として区の検査に合格後、請求に基づき一括して支払う。

4 その他

- (1) 本業務の目的・主旨を把握した上で、実施方針、業務工程等の事項について業務計画書を作成し、契約締結後速やかに提出すること。受託者は、行程管理を適切に行い、定められた期日までに業務を完了することが困難になった場合は、遅滞なくその旨を区に連絡し、その指示に従うものとする。
- (2) 受託者は、区と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告すること。
- (3) 受託者は、当該事業実施に当たっては関係法令を遵守すると共に、安全管理に十分に配慮すること。
- (4) 受託者は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、付帯する業務の一部についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に本契約内容を十分に理解させ、かつ再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を区に事前に通知し、その承認を得なければならない。
- (5) 故意または過失を問わず、本業務の履行にあたって受託者が区、区施設又は参加者に損害を与えた場合、賠償の責は受託者が負うこととする。
- (6) 本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、【別紙1】「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」及び【別紙2】「電算処理の個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」によるものとする。
- (7) 受託者は搬入・搬出等でディーゼル自動車を使用する場合は、ディーゼル規制適合車を使用すること。
- (8) 本仕様に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、区と受託

者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

5 担当

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号（本庁舎北館 5 階）

板橋区 まちづくり推進室 高島平まちづくり推進課

担当：小宮山・井上 電話 3579-2183(直通)